



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1363	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	1
1364	〃	( 〃 ).....	1
1365	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	2
1366	保安林の指定施業要件変更予定	( 〃 ).....	2
1367	〃	( 〃 ).....	2
1368	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( 〃 ).....	3
1369	公共測量の実施	(技術調査課).....	3
1370	〃	( 〃 ).....	3

○ 選挙管理委員会告示

*103	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	.....	4
------	--	-------	---

○ 監査公表

	監査公表第31号	.....	4
	監査公表第32号	.....	5

## 告 示

和歌山県告示第1363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年12月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3021400514	ラーフラ海南	海南市日方1048番5	共同生活援助	身体障害者(肢体不自由者及び内部障害者に限る。)知的障害者精神障害者	ライフカンパニー株式会社	和歌山市北新金屋丁76番地の8	令和5.12.1

和歌山県告示第1364号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年12月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日

3012125 260	グループホーム はる	日高郡印南町大 字西ノ地字北野 476-13	短期入所（併 設・空床型）	特定なし	社会福祉法人 和歌山県福祉 事業団	西牟婁郡上富田 町岩田2456-1	令和 5.12.1
----------------	---------------	------------------------------	------------------	------	-------------------------	----------------------	--------------

## 和歌山県告示第1365号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年12月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字高津気字大谷1187の3、1187の4、1188の2、1189の17、1189の18（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1366号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和5年12月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1367号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年12月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1368号

令和5年和歌山県告示第1034号（以下「告示第1034号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をかつらぎ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年12月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

上裕房吉

北浦彩加

菅家淳

梅森喬

上垣富貴重

本田千鶴

前畑二三代

植村眞和子

佐古知代子

梅森タツ

梅森千代枝

大前乙子

松浦美智子

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1034号のとおり

#### 和歌山県告示第1369号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年12月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 作業の種類 公共測量（UAVレーザー測量）

2 作業期間 令和5年12月4日から令和6年2月29日まで

3 作業地域 和歌山県日高郡日高川町三十井川

#### 和歌山県告示第1370号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき印南町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年12月8日

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ更新)
- 2 作業期間 令和5年12月7日から令和6年3月29日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡印南町の一部

### 選挙管理委員会告示

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第103号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年12月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

第1項の表中

「	国保すさみ病院		西牟婁郡すさみ町周参見2380番地	」	を
「	国保すさみ病院		西牟婁郡すさみ町周参見2916	」	に改める。

### 監査公表

#### 和歌山県監査公表第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準(令和2年和歌山県監査公表第10号)に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月8日

和歌山県監査委員 森田康友  
 和歌山県監査委員 河野ゆう  
 和歌山県監査委員 佐藤武治  
 和歌山県監査委員 鈴木徳久

#### 1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

#### 2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

#### 3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
那賀振興局	令和5年10月3日
紀北県税事務所	”
和歌山県立仙溪学園	”
和歌山県立高等看護学院	”
和歌山県立粉河高等学校	”
和歌山県立貴志川高等学校	”

和歌山県立那賀高等学校 和歌山県岩出警察署	” ”
--------------------------	--------

## 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

## (1) 指摘事項

なし

## (2) 注意事項

## ア 那賀振興局健康福祉部

昨年度に引き続き、郵便切手類使用簿について、4月1日及び四半期ごとの現物確認が複数職員により行われていなかったため、適正に処理されたい。

## イ 那賀振興局建設部

(ア) 河川敷地が不法に占用されている土地について、不法占用者に対して厳正に対処するとともに河川敷地としての効用を喪失している場合は、公用廃止など処理方針を検討の上、適正な管理に努められたい。

(イ) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

## ウ 紀北県税事務所

(ア) 不動産取得税の収入調定において、出納機関への通知がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) 自動車税（種別割）の督促において、別人の住所を登録し、督促状を送付している事例があったため、適正に処理されたい。

## エ 和歌山県立高等看護学院

旅行命令簿において、早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったため、適正に処理されたい。

## 和歌山県監査公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月8日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治  
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

## 1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

## 2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

## 3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
伊都振興局	令和5年10月19日
和歌山県農林大学校	〃
和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校	〃
和歌山県立紀北工業高等学校	〃
和歌山県立紀北農芸高等学校	〃
和歌山県立笠田高等学校	〃
和歌山県立伊都中央高等学校	〃
和歌山県立きのかわ支援学校	〃
和歌山県橋本警察署	〃
和歌山県かつらぎ警察署	〃

## 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

## (1) 指摘事項

なし

## (2) 注意事項

## ア 伊都振興局地域振興部

個人事業主への委託料の支出において、支出命令の審査に遺漏があり、源泉徴収を行わず支払っている事例があったので、適正に処理されたい。

## イ 伊都振興局健康福祉部

郵便切手類使用簿において、4月1日の現物確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

## ウ 伊都振興局建設部

(ア) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(イ) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 個人事業主への委託料の支出において、源泉徴収漏れがあり、不納付加算税及び延滞税を支払っている事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 道路メンテナンス工事に係る建設工事請負変更契約において、「解体工事に要する費用等」に関する添付書面の記載項目中、再資源化等をするための施設が変更されているにもかかわらず、変更の手續がなされていない事例が昨年度に引き続きあったので、適正に処理されたい。

## エ 和歌山県農林大学校

(ア) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 集中調達外の備品購入に係る支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) グローバルGAP認証取得に係る審査委託契約について、請書に定める報告書が提出されていなかったため、適正に処理されたい。